

第17号議案

令和7年6月24日
任用給与課

東京都規則等の一部改正の承認について（勤務時間関係）

標記の件について、申請のとおり承認する。

記

I 東京都規則等の一部改正（別添）

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 3 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
- 9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下、「育児休業法」という。）の一部を改正する法律等の施行を踏まえ、子育て部分休暇の拡充のため、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<p>子育て部分休暇</p> <p>第 27 条の 3</p> <p>第 1 項（新設）</p> <p>第 2 項</p> <p>第 3 項（新設）</p> <p>第 4 項</p> <p>第 5 項（新設）</p> <p>第 6 項（新設）</p> <p>第 7 号様式</p> <p>（一部新設）</p>	<p>【子育て部分休暇の拡充】</p> <p>※子育て部分休暇：小学校 1 年生から 3 年生までの子を養育するため、部分休業と同様に、勤務時間の一部を勤務しないことができる制度</p> <p>○現行の 1 日当たり 2 時間の範囲内で取得できる形態について、勤務の始めと終わりに限定されず取得できるようにすることに加え、新たに 1 年に 10 日の範囲内で、1 日当たりの上限時間数なく取得できる形態を設け、年度ごとに、いずれかの形態を選択可</p> <p>（現行） 勤務時間の始めと終わりにおいて、1 日当たり 2 時間の範囲内で、30 分を単位として取得可</p> <p>↓</p> <p>（改正後） 次のいずれかを選択可</p> <p>① 1 日当たり 2 時間の範囲内で、30 分を単位として取得可（勤務の始めと終わりに限定されず）…第 1 号部子育て部分休暇</p> <p>② 1 年に 10 日（常勤職員：77 時間 30 分）の範囲内で、1 日当たりの上限なく、原則 1 時間を単位として取得可…第 2 号部子育て部分休暇</p> <p>○配偶者等が負傷又は疾病により入院したことなどにより、子の養育に著しい支障が生じる場合、上記第 1 号と第 2 号の子育て部分休暇を変更可</p>
<p>施 行 期 日</p> <p>附則第 1 項</p>	<p>令和 7 年 10 月 1 日</p>
<p>経 過 措 置</p> <p>附則第 2 項</p> <p>附則第 3 項</p>	<p>○改正後の子育て部分休暇に係る請求は、施行の日前の令和 7 年 7 月 1 日より行うことができる。</p> <p>○令和 7 年度の第二号子育て部分休暇は、5 日（常勤職員：38 時間 45 分）とする。</p>

2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

「1」と同様の改正を行う。

3 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<p>条例第十七条第四項の東京都規則で定める期間 第12条（新設）</p>	<p>【任命権者が行わなければならない措置の実施期間】</p> <p>3歳に満たない子を養育する職員に対して、任命権者は、<u>東京都規則で定める期間内</u>に、育児と仕事の両立支援制度の周知や職員への意向確認等（※）を行わなければならない。</p> <p>○東京都規則で定める期間</p> <p>職員の子が1歳11箇月に達する日の翌々日から2歳11箇月に達する日の翌日までの1年間をいう。</p> <p>※講ずるべき措置等（条例17条第4項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①育児と仕事の両立支援制度又は措置の周知 ②育児期両立支援制度等の請求等に係る職員の意向確認 ③子の心身又は家庭の状況に起因して発生又は発生することが予想される家庭生活と職業生活との支障となる事情の改善に資する事項に係る職員の意向確認
<p>施行期日 附則第1項</p>	<p>令和7年10月1日</p>

4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

子育て部分休暇の拡充のため、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
<p>子育て部分休暇 第30条 第31条</p>	<p>【子育て部分休暇の拡充】（第30条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計年度任用職員の子育て部分休暇について、上記1と同様に改正 ○会計年度任用職員への適用について、以下のとおり読み替え <ul style="list-style-type: none"> ・「2時間」→「申請する職員について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間」 ・「77時間30分」→「勤務日一日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間」 <p>【子育て部分休暇を承認することができる職員】（第31条）</p> <p>以下のいずれかに該当する会計年度任用職員は子育て部分休暇を取得可</p> <ul style="list-style-type: none"> ①週の所定勤務日数が3日以上 ②1年間の所定勤務日数が121日（1月あたり11日）以上
<p>施行期日 附則第1項</p>	<p>令和7年10月1日</p>

経過措置 附則第2項 附則第3項	○改正後の子育て部分休暇に係る請求は、施行の日前の令和7年7月1日より行うことができる。 ○施行日から令和8年3月31日までの改正後の規則第30条「十を乗じて得た時間」は、「五を乗じて得た時間」とする。
-------------------------------	--

- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
- 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
- 9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
5～9について、「4」と同様の改正を行う。

10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

子育て部分休暇の拡充のため、所要の改正を行う。

項 該 当 条 文	内 容
子育て部分休暇 第20条 第1項 第2項 第3項	【子育て部分休暇の拡充】 （第1項、第2項） ○時間講師の子育て部分休暇について、上記1と同様に改正 ○時間講師への適用について、以下のとおり読み替え ・「2時間」→「申請する時間講師について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間」 ・「77時間30分」→「勤務日一日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間」 【子育て部分休暇を承認することができる職員】 （第3項） 1週間の所定の勤務日数が3日以上である時間講師
施行期日 附則第1項	令和7年10月1日
経過措置 附則第2項 附則第3項	○改正後の子育て部分休暇に係る請求は、施行の日前の令和7年7月1日より行うことができる。 ○施行日から令和8年3月31日までの改正後の規則第30条「十を乗じて得た時間」は、「五を乗じて得た時間」とする。

11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

「10」と同様の改正を行う。

7 総人職第 251 号
令和 7 年 6 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公 印 省 略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都規則第 15 号）第 17 条の 3 に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都規則第 55 号）

2 改正の理由

子育て部分休暇の取得パターン見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 教人勤第 105 号
令和 7 年 6 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 18 条の 3 に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年東京都教育委員会規則第 5 号）

2 改正の理由

子育て部分休暇の取得パターン見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 総人職第 250 号
令和 7 年 6 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事
小池百合子
(公 印 省 略)

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年東京都条例第 10 号）第 13 条及び第 17 条第 4 項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成 4 年東京都規則第 35 号）

2 改正の理由

- （1）部分休業の取得パターン見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- （2）妊娠、出産等について申出があった場合の措置等の拡充に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 総人職第 252 号
令和 7 年 6 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子

(公 印 省 略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 17 条の 3 に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都規則第 4 号）

2 改正の理由

子育て部分休暇の取得パターン見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 教総総第 557 号
令和 7 年 6 月 18 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 17 条の 3 に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教
育委員会規則第 8 号）

2 改正の理由

子育て部分休暇の取得パターン見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 教人職第 508 号
令和 7 年 6 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 45 号）第 20 条の 2 の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 27 年東京都教育委員会規則第 9 号）

2 改正の理由

子育て部分休暇の取得パターン見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 議 総 第 2 5 5 号
令和 7 年 6 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長
増 子 ひ ろ き
(公 印 省 略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年東京都条例第 15 号）第 17 条の 3 に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成 27 年東京都議会議長訓令第 5 号）

2 改正の理由

子育て部分休暇の取得パターン見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

監．総．企．管第3447号
令和7年6月17日

東京都人事委員会 殿

警視総監 迫 田 裕 治
(公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について（申請）

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年東京都条例第15号）第17条の3に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月30日訓令甲第17号）

2 改正の理由

子育て部分休暇の取得パターン見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添のとおり

7 人 職 第 4 4 8 号
令和 7 年 6 月 1 8 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁
消防総監 吉田 義美
(公 印 省 略)

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に
ついて (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成 7 年東京都条例第 1 5 号) 第 1 9 条に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成 2 7 年 3 月 2 3 日
東京消防庁訓令第 1 6 号)

2 改正の理由

子育て部分休暇の取得パターン見直し等に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

別添えのとおり

7 教人勤第 108 号

令和 7 年 6 月 13 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会
(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則等の一部改正について（申請）

このことについて、常勤職員の休暇制度の改正等に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和49年東京都条例第30号）第5条等の規定に基づき承認方申請します。

7 教人勤第 1 0 9 号

令和 7 年 6 月 1 3 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会

(公 印 省 略)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則等の一部改正について (申請)

このことについて、常勤職員の休暇制度の改正等に伴い、別紙のとおり所要の改正を行う必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例 (昭和49年東京都条例第30号) 第5条等の規定に基づき承認方申請します。

名称	番号	根拠規定	備考
都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条第1項及び第14条	承認申請
都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則	教委規則 第 号	都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例第5条第1項及び第14条	承認申請

規 則 等 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（18頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（27頁）
- 3 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（35頁）
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（41頁）
- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（43頁）
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（45頁）
- 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（47頁）
- 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（49頁）
- 9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（51頁）
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（53頁）
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（56頁）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の二第三項中「次条」を「次条第二項」に改める。

第二十七条の三第九項中「第四項」を「第八項」に、「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、同条第六項第二号中「について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとする」を「が第五項の規定による変更をした」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、同条第二項中「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナースhip関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナースhip関係の相手方が居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の

内容を変更することができる。

6 第一項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇（条例第十七条の三第一項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この条において同じ。）の請求をすることができる。

第二十七条の三第一項中「子育て部分休暇」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する条例第十七条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）」に改め、「、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十七条の三第一項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

- 一 一日につき二時間を超えない範囲内
- 二 一年につき七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時

間)を超えない範囲内

第二十七条の三第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項第二号に掲げる範囲内で請求する条例第十七条の三第一項に規定する子育て部分休暇(以下「第二号子育て部分休暇」という。)の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

別記第六号様式(中「~~第27条の3~~」を「~~第27条の3~~~~第2号~~」に改める。
別記第七号様式を次のように改める。

【写真原稿①】

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(以

下「改正後の規則」という。）第二十七条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第二十七条の三第一項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第7号様式（第27条の3関係）

（第1面） 子育て部分休暇の請求に係る申出

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書						
(任命権者)		申出対象期間		年度		
..... 殿		所 属			
		氏 名			
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。						
1	請求に係る子	氏 名				
		続 柄				
		生年月日	年 月 日生			
2	申出	申出月日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分（非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内		
		月 日				
3	変更 (第1回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情 の有無	承認権者
		月 日				
	変更 (第2回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情 の有無	承認権者
		月 日				
4	備考					

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。
 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
 5 該当する□には、レ印を記入すること。

（日本産業規格A列4番）

(第2面) 第1号子育て部分休暇の承認の請求

請求 月日	子育て部分休暇の承認の請求をする期間				承認権者
	期 間		時 間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都教育委員会

● 東京都教育委員会規則第 号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成七年東京都教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の二第三項中「次条」を「次条第二項」に改める。

第二十八条の三第九項中「第四項」を「第八項」に、「第七項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条中第八項を第十二項とし、第七項を第十一項とし、同条第六項第二号中「について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとする」を「が第五項の規定による変更をした」に改め、同項第三号を削り、同項を同条第十項とし、同条中第五項を第九項とし、第四項を第八項とし、第三項を第七項とし、同条第二項中「子育て部分休暇」を「第一号子育て部分休暇」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第一項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生

じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

6 第一項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇（条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この条において同じ。）の請求をすることができる。

第二十八条の三第一項中「子育て部分休暇」を「前項第一号に掲げる範囲内で請求する条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）」に改め、「正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを教育委員会に申し出るものとする。

- 一 一日につき二時間を超えない範囲内
- 二 一年につき七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内

第二十八条の三第二項の次に次の一項を加える。

- 3 第一項第二号に掲げる範囲内で請求する条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

- 一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数
- 二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

第三十一条中「第二十八条の三第四項、第六項及び第七項」を「第二十八条の三第一項、第五項、第八項、第十項及び第十一項」に改める。

別記第六号様式(表中「第28条3」を「第28条3第2項」に改める。

別記第七号様式を次のように改める。

【写真原稿】

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第二十八条の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第二十八条の三第一項第二号の規定の適用については、同号中「七十七時間三十分」とあるのは「三十八時間四十五分」と、「十を」とあるのは「五を」とする。
- 4 この規則の施行の際、この規則による改正前の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則別記第六号様式及び第七号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第7号様式（第28条の3関係）

（第1面） 子育て部分休暇の請求に係る申出

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書						
(承認権者)		申出対象期間		年度		
..... 殿		所 属			
		氏 名			
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。						
1	請求に係る子	氏 名				
		続 柄				
		生 年 月 日	年	月	日	生
2	申出	申出月日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分（非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内		
		月 日				
3	変更 (第1回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情 の有無	承認権者
		月 日				
	変更 (第2回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情 の有無	承認権者
		月 日				
4	備考					

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。
 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
 5 該当する□には、レ印を記入すること。

（日本産業規格A列4番）

(第2面) 第1号子育て部分休暇の承認の請求

請求 月日	子育て部分休暇の承認の請求をする期間				承認権者
	期 間		時 間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成四年東京都規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「部分休業の」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の」に改める。

第八条の二中「次の各号のいずれにも該当する」を「一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である」に改め、同条各号を削る。

第十一条の次に次の一条を加える。

（条例第十七条第四項の東京都規則で定める期間）

第十二条 条例第十七条第四項の東京都規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から二歳十一箇月に達する日の翌日までの一年間とする。

別記第五号様式を次のように改める。

【写真原稿①】

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の職員の育児休業等に関する条例施行

規則別記第五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第5号様式（第8条関係）

（第1面） 部分休業の請求に係る申出

部 分 休 業 承 認 請 求 書									
(任命権者)		申出対象期間		年度					
..... 殿		所 属						
		氏 名						
次のとおり部分休業の承認を請求します。									
1 請求に係る子	氏 名								
	続 柄								
	生年月日		年 月 日生						
2 申出	申出月日		申出の内容 (①又は②)		※申出の内容（変更後の内容も共通） ① 1日につき2時間を超えない範囲内 ② 1年につき77時間30分（非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）を超えない範囲内				
	月 日								
3	変更 (第1回目)	変更月日		申出の内容 (①又は②)		変更が必要な事情	特別な事情 の有無	承認権者	
		月 日							
	変更 (第2回目)	変更月日		申出の内容 (①又は②)		変更が必要な事情		特別な事情 の有無	承認権者
		月 日							
4 部分休業中の育児時間		時 分から 時 分まで							
5 備考									

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合は、「5 備考」欄に記入すること。
 3 第1号部分休業承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 4 第1号部分休業の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
 5 該当する□には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(第2面) 第1号部分休業の承認の請求

請求 月日	部分休業の承認の請求をする期間				承認権者
	期 間		時 間		
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	
	月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、」を「同条第一項第一号中」に、「当該」を「申請する職員について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三十一条中「任命権者が」を「任命権者は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十九条の規定を準用する」を削る。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

2 この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下

「改正後の規則」という。）第三十条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。

3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第三十条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都教育委員会

・ 東京都教育委員会規則第 号

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、」を「同条第一項第一号中」に、「当該」を「申請する職員について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三十一条中「教育委員会が」を「教育委員会は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十九条の規定を準用する」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三十条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第三十条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月三十日

東京都教育委員会

・東京都教育委員会規則第 号

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、」を「同条第一項第一号中」に、「当該」を「申請する職員について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三十一条中「教育委員会が」を「教育委員会は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十九条の規定を準用する」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第三十条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第三十条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

●東京都議会議員長訓令第 号

東京都議会議員会 議 会 局

東京都議会議員会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成二十七年
東京都議会議員長訓令第 五号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月三十日

東京都議会議員長 増 子 ひろき

第二十九条中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「を」を「同条第一項第一号中」に、「当該」を「申請する職員について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中」「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に改める。

第三十条中「議長が」を「議長は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について」に改め、「職員については、第二十八条の規定を準用する」を削る。

附 則

- 1 この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第二十九条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規程の規定の例により、この訓令の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この訓令の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規程第二十九条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

訓令甲第 号

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程及び警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年 月 日

警視総監 迫 田 裕 治

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程及び警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程

(警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第21条の3第1項中「一部」を「全部又は一部」に改める。

(警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

第28条中「同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、」を「同条第1項第1号中」に、「当該定め」を「申請する会計年度任用職員について定め」に、「次項」を「第4項」に、「同条第2項」を「同項第2号中「77時間30分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)」とあるのは「勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間と、同条第4項」に、「同条第3項」を「同条第5項及び第6項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第7項」に、「同条第4項」を「同条第8項」に、「「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第5項」を「同条第9項」に、「同条第6項」を「同条第10項」に、「同条第7項」を「同条第11項」に、「同条第8項」を「同条第12項」に改める。

第29条を次のように改める。

(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用職員)

第29条 所属長は、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上

又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員について子育て部分休暇を承認することができる。

附 則

- 1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第21条の3及び第2条の規定による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第28条に規定する子育て部分休暇に係る申請等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この訓令の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇を申請する場合における改正後の会計年度任用職員勤務時間規程第28条の規定の適用については、同条中「「勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間」とあるのは「「勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間」とする。

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月23日東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月 日

東京消防庁
消防総監 吉田 義実

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第29条 子育て部分休暇については、規則第27条の3の規定を準用する。この場合において、<u>同条第1項第1号中「2時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（2時間を超える場合は、2時間を限度とする。）（第四項において「基準時間」という。）」</u>と、<u>同項第2号中「77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）」</u>とあるのは「<u>勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>」と、<u>同条第4項中「前条」とあるのは「第28条で準用する規則第27条の2」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、同条第7項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」</u>と、<u>同条第1項、第5項、第8項、第9項及び第11項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(子育て部分休暇を承認することができる職員)</p> <p>第30条 所属長は、<u>1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の</u></p>	<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第29条 子育て部分休暇については、規則第27条の3の規定を準用する。この場合において、<u>同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（2時間を超える場合は、2時間を限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」</u>と、<u>同条第2項中「前条」とあるのは「第27条で準用する規則第27条の2」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、同条第3項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」</u>と、<u>同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(子育て部分休暇を承認することができる職員)</p> <p>第30条 所属長は、<u>子育て部分休暇を承認することができる職員につ</u></p>

<u>勤務日数が 11 日以上又は 1 年間の所定の勤務日数が 121 日以上である職員について、子育て部分休暇を承認することができる。</u>	<u>いては、第 28 条の規定を準用する。</u>
備考 表中の下線は注記である。	

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 29 条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年六月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同条第二項中「同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、」を「同条第一項第一号中」に、「当該」を「申請する時間講師について」に、「次項」を「第四項」に、「同条第二項」を「同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第七項」に改め、同条第三項中「時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は」を「一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師について」に改め、同項各号を削る。

附 則

1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。

- 2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十条に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第二十条の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
令和七年六月 日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第 号

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項中「一部」を「全部又は一部」に改め、同條第二項中「同條第一項中「正規の勤務時間」を「同條第一項第一号中「二時間」に、「」と、同條第二項」を「から五時間四十五分を減じた時間（第四項において「基準時間」という。）」と、同條第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同條第四項」に、「同條第三項」を「「二時間」とあるのは「基準時間」と、同條第七項」に改め、同條第三項を削る。

第四十六條第三項第一号中「第二十二條の三第一項及び第三項」を「第二十二條の三第一項」に、同項第二号中「第二十八條の三第四項、第六項及び第七項」を「第二十八條の三第一項、第五項、第八項、第十項及び第十一項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第二十二條の三に規定する子育て部分休暇の請求等は、改正後の規則の規定の例により、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の日から令和八年三月三十一日までの間における子育て部分休暇を請求する場合における改正後の規則第二十二條の三の規定の適用については、同条中「十を乗じて得た時間」とあるのは、「五を乗じて得た時間」とする。

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（60頁）
- 2 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（68頁）
- 3 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（77頁）
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（82頁）
- 5 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（84頁）
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（86頁）
- 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（87頁）
- 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程（89頁）
- 9 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正（97頁）
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則（99頁）
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則（101頁）

改正案

現行

<p>第一条から第二十七条まで（現行のとおり） （介護時間） 第二十七条の二（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十七条まで（略） （介護時間） 第二十七条の二（略）</p>
<p>2（現行のとおり）</p>	<p>2（略）</p>
<p>3 第二十一条に規定する育児時間、次条第二項に規定する子育て部分休暇又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）第十四条に規定する部分休業を承認されている職員に對する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4から7まで（現行のとおり） （子育て部分休暇）</p>	<p>3 第二十一条に規定する育児時間、次条に規定する子育て部分休暇又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）第十四条に規定する部分休業を承認されている職員に對する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>4から7まで（略） （子育て部分休暇） （新設）</p>
<p>第二十七条の三 条例第十七条の三第一項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。</p> <p>一 一日につき二時間を超えない範囲内</p> <p>二 一年につき七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内</p> <p>2 前項第一号に掲げる範囲内で請求する条例第十七条の三第一項</p>	<p>第二十七条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め</p>

に規定する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

3| 第一項第二号に掲げる範囲内で請求する条例第十七条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一| 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二| 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

4| 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する第一号子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5| 第一項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

（新設）

2| 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（新設）

6| 第一項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内
(前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のも
の)において、子育て部分休暇(条例第十七条の三第一項に規定
する子育て部分休暇をいう。以下この条において同じ。)の請求
をすることができる。

7| から9| まで (現行のとおり)

10| (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 子育て部分休暇を承認されている職員が第五項の規定による
変更をしたとき。

(削除)

11| 及び12| (現行のとおり)

13| 第八項の規定は、第十一項の届出について準用する。

第二十八条から第三十条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別記

第一号様式から第五号様式まで (現行のとおり)

第六号様式(第二十七条の二関係) (表)

(新設)

3| から5| まで (略)

6| (略)

一 (略)

二 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部
分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようと
するとき。

三 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部
分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとす
るとき。

7| 及び8| (略)

9| 第四項の規定は、第七項の届出について準用する。

第二十八条から第三十条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別記

第一号様式から第五号様式まで (略)

第六号様式(第二十七条の二関係) (表)

第七号様式(第二十七条の三関係) (裏) (現行のとおり) (第一面)

第6号様式(第27条の2関係)(表) (表)

介護時間承認申請書

(任命権者) 提出年月日 年 月 日

----- 殿 ----- 所 属 -----

氏 名 -----

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1 被介護者に関する事項	氏 名	
	続 柄 等	
	年 齢	年 月 日生
2 被介護者の状態及び具体的な介護の内容		
3 申請期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分から 午前 時 分まで
4 介護時間中の育児時間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分から 午前 時 分まで
	5 備 考	

(注)1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間又は同規則第27条の3第2項に規定する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第七号様式(第二十七条の三関係) (裏) (略) (表)

第6号様式(第27条の2関係)(表) (表)

介護時間承認申請書

(任命権者) 提出年月日 年 月 日

----- 殿 ----- 所 属 -----

氏 名 -----

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1 被介護者に関する事項	氏 名	
	続 柄 等	
	年 齢	年 月 日生
2 被介護者の状態及び具体的な介護の内容		
3 申請期間及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分から 午前 時 分まで
4 介護時間中の育児時間	年 月 日から 年 月 日まで <input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで 午後 時 分から 午前 時 分まで
	5 備 考	

(注)1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第21条に規定する育児時間又は同規則第27条の3に規定する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。

2 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第7号様式(第27条の3関係)

(第1面) 子育て部分休暇の請求に係る申出

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書					
(任命権者)		申出対象期間 _____ 年度			
_____ 殿		所 属 _____			
		氏 名 _____			
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。					
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生年月日	年 月 日生			
2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき77時間30分(非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内		
	月 日				
3 変更 (第1回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	理由の有無	承認権者
	月 日				
	月 日				
	月 日				
3 変更 (第2回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	理由の有無	承認権者
	月 日				
4 備考					

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。
 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
 5 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第7号様式(第27条の3関係)(表)

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書				
(任命権者)		提出年月日 _____ 年 月 日		
_____ 殿		所 属 _____		
		氏 名 _____		
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄			
	生年月日	年 月 日生		
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで	時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで	時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで	時 分まで
3 備 考				

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。
 3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。
 4 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(第2面) 第1号子育て部分休暇の承認の請求

請求 月日	子育て部分休暇の承認の請求をする期間				承認権者
	期 間		時 間		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		

改正案	現行
<p>第一条から第二十八条まで（現行のとおり） （介護時間） 第二十八条の二（現行のとおり） 2（現行のとおり） 3 第二十二條に規定する育児時間、次条第二項に規定する子育て部分休暇又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）第十四條に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4から7まで（現行のとおり） （子育て部分休暇） 第二十八条の三 条例第十八條の三第一項の規定による子育て部分休暇の請求をしようとする職員は、四月一日から翌年の三月三十一日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における子育て部分休暇を請求するかを教育委員会に申し出るものとする。 一 一日につき二時間を超えない範囲内 二 一年につき七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）を超えない範囲内</p>	<p>第一条から第二十八条まで（略） （介護時間） 第二十八条の二（略） 2（略） 3 第二十二條に規定する育児時間、次条に規定する子育て部分休暇又は職員の育児休業等に関する条例（平成四年東京都条例第十号）第十四條に規定する部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、子育て部分休暇又は部分休業を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 4から7まで（略） （子育て部分休暇） （新設）</p>

2| 前項第一号に掲げる範囲内で請求する条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第一号子育て部分休暇」という。）の承認は、三十分を単位として行うものとする。

3| 第一項第二号に掲げる範囲内で請求する条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇（以下「第二号子育て部分休暇」という。）の承認は、一時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第二号子育て部分休暇を承認することができる。

一 一回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

二 第二号子育て部分休暇の残時間数に一時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

4| 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する第一号子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

5| 第一項の規定による申出をした職員は、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方と別居したことその他の同項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ当該職員の当該申出に係る子の養育に著しい支障が生じると教育委員会が認める特別

第二十八条の三 子育て部分休暇の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日につき二時間を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

（新設）

2| 前条に規定する介護時間を承認されている職員に対する子育て部分休暇の承認については、一日につき二時間から当該介護時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

（新設）

の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

6| 第一項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内（前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの）において、子育て部分休暇（条例第十八条の三第一項に規定する子育て部分休暇をいう。以下この条において同じ。）の請求をすることができる。

7| から9| まで （現行のとおり）

10| （現行のとおり）

一 （現行のとおり）

二 子育て部分休暇を承認されている職員が第五項の規定による変更をしたとき。

（削除）

11| 及び12| （現行のとおり）

13| 第八項の規定は、第十一項の届出について準用する。

第二十九条から第三十条の二まで （現行のとおり）

（区市町村の職員に関する読替え）

第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項から第五項まで、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同

（新設）

3| から5| まで （略）

6| （略）

一 （略）

二 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇に係る子以外の子に係る子育て部分休暇を承認しようとするとき。

三 子育て部分休暇を承認されている職員について当該子育て部分休暇の内容と異なる内容の子育て部分休暇を承認しようとするとき。

7| 及び8| （略）

9| 第四項の規定は、第七項の届出について準用する。

第二十九条から第三十条の二まで （略）

（区市町村の職員に関する読替え）

第三十一条 区市町村の職員については、第四条第五項から第七項まで、第六条第四項、第七条第一項から第五項まで、第七条の二第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同

条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項、第二十五條第二項第二号、第二十八條第四項、第五項及び第七項、第二十八條の三第一項、第五項、第八項、第十項及び第十一項、第三十條第二項並びに第三十條の二中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三條第四項第七号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた条例」と、第十四條の二第二項第四号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた条例」と読み替えて適用する。

第三十二条（現行のとおり）

別表第一から別表第四まで（現行のとおり）

別記

第一号様式から第五号様式まで（現行のとおり）

第六号様式（第二十八條の二関係）（表）

条第三項、第四項及び第七項、第七条の二の二第二項、第三項及び第六項並びに同条第九項において準用する同条第二項、第三項及び第六項、第七条の三第三項、第四項及び第七項並びに同条第九項において準用する同条第三項、第四項及び第七項、第七条の四第二項、第八条第一項及び第二項、第十一条第三項、第十七条第二項及び第三項、第十八條第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項、第二十五條第二項第二号、第二十八條第四項、第五項及び第七項、第二十八條の三第四項、第六項及び第七項、第三十條第二項並びに第三十條の二中「教育委員会」とあるのは「区市町村教育委員会」と、第十三條第四項第七号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十六号）第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた条例」と、第十四條の二第二項第四号中「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例第二条」とあるのは「職員の職務に専念する義務の特例に関する当該区市町村が定めた条例」と読み替えて適用する。

第三十二条（略）

別表第一から別表第四まで（略）

別記

第一号様式から第五号様式まで（略）

第六号様式（第二十八條の二関係）（表）

第七号様式(第二十八条の三関係) (第一面)

第6号様式(第28条の2関係) (表)

介護時間承認申請書 (表)		
(任命権者)		提出年月日 年 月 日
..... 所 属 氏 名
次のとおり介護時間の承認を申請します。		
1 被介護者に 関する事項	氏 名	
	続 柄	
	年 齢	年 月 日生
2 被介護者の状 態及び具体的 な介護の内容		
3 申請期間 及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()
		午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()
		午前 時 分から 午後 時 分まで
4 介護時間中 の育児時間		
5 備 考		
<p>(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間又は同規則第28条の3第2項に規定する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。</p> <p>2 該当する□には、レ印を記入すること。</p>		

(日本産業規格A列4番)

第七号様式(第二十八条の三関係) (表)

第6号様式(第28条の2関係) (表)

介護時間承認申請書 (表)		
(任命権者)		提出年月日 年 月 日
..... 所 属 氏 名
次のとおり介護時間の承認を申請します。		
1 被介護者に 関する事項	氏 名	
	続 柄	
	年 齢	年 月 日生
2 被介護者の状 態及び具体的 な介護の内容		
3 申請期間 及び時間	期 間	時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()
		午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()
		午前 時 分から 午後 時 分まで
4 介護時間中 の育児時間		
5 備 考		
<p>(注) 1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第22条に規定する育児時間又は同規則第28条の3に規定する子育て部分休暇を承認されている職員に対する介護時間の承認については、一日につき2時間から当該部分休業、育児時間又は子育て部分休暇を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。</p> <p>2 該当する□には、レ印を記入すること。</p>		

(日本産業規格A列4番)

第7号様式（第28条の3関係）
（第1面） 子育て部分休暇の請求に係る申出

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書					
(承認権者)		申出対象期間 _____ 年度			
_____ 殿		所 属 _____			
		氏 名 _____			
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。					
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生年月日	年 月 日生			
2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき77時間30分(非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内		
	月 日				
3 変更 (第1回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	<small>承認権者の有無</small>	承認権者
	月 日				
3 変更 (第2回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	<small>承認権者の有無</small>	承認権者
	月 日				
4 備考					
<p>(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。 5 該当する口には、レ印を記入すること。</p>					

(日本産業規格A列4番)

第7号様式（第28条の3関係）(表)

子 育 て 部 分 休 暇 承 認 請 求 書				
(承認権者)		提出年月日 _____ 年 月 日		
_____ 殿		所 属 _____		
		氏 名 _____		
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄			
	生年月日	年 月 日生		
2 請求期間 及び時間	期 間		時 間	
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 時 分まで	午後 時 分から 時 分まで
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 時 分まで	午後 時 分から 時 分まで
3 備 考				
<p>(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「3 備考」欄に記入すること。 3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。 4 該当する口には、レ印を記入すること。</p>				

(日本産業規格A列4番)

(第2面) 第1号子育て部分休暇の承認の請求

第三面

請求 月日	子育て部分休暇の承認の請求をする期間				承認権者
	期 間		時 間		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		

裏

改正案	現行
<p>第一条から第七条まで（現行のとおり） （部分休業の承認の請求手続）</p> <p>第八条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号）第十九条第一項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認の請求は、部分休業承認請求書（別記第五号様式）により行うものとする。この場合において、非常勤職員であつて、当該非常勤職員の任期満了後、特定職に引き続き任用されることが決定した者が、次の任期において部分休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。</p> <p>2（現行のとおり） （条例第十三条第一号の東京都規則で定める非常勤職員） 第八条の二 条例第十三条第一号の東京都規則で定める非常勤職員は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員とする。</p> <p>第九条から第十一条まで（現行のとおり） （条例第十七条第四項の東京都規則で定める期間）</p>	<p>第一条から第七条まで（略） （部分休業の承認の請求手続）</p> <p>第八条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書（別記第五号様式）により行うものとする。この場合において、非常勤職員であつて、当該非常勤職員の任期満了後、特定職に引き続き任用されることが決定した者が、次の任期において部分休業をする場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。</p> <p>2（略） （条例第十三条第一号の東京都規則で定める非常勤職員） 第八条の二 条例第十三条第一号の東京都規則で定める非常勤職員は、次の各号のいずれにも該当する非常勤職員とする。</p> <p>一 一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である非常勤職員</p> <p>二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある非常勤職員</p> <p>第九条から第十一条まで（略）</p>

第5号様式(第8条関係)

(第1面) 部分休業の請求に係る申出

部分休業承認請求書					
(任命権者)		申出対象期間		年度	
殿		所 属		氏 名	
次のとおり部分休業の承認を請求します。					
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生年月日	年 月 日生			
2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき77時間30分(非常勤職員は勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間)を超えない範囲内		
	月 日				
3 変更 (第1回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	職種の 変更	承認権者
	月 日				
3 変更 (第2回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	職種の 変更	承認権者
	月 日				
4 部分休業中の育児時間	時 分から 時 分まで				
5 備考					

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合は、「5 備考」欄に記入すること。
 3 第1号部分休業承認の請求の場合は第2面、第2号部分休業の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 4 第1号部分休業の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
 5 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第十二条 条例第十七条第四項の東京都規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が一歳十一箇月に達する日の翌々日から二歳十一箇月に達する日の翌日までの一年間とする。
 別記第一号様式から第四号様式まで (現行のとおり)

第5号様式(第8条関係)

(表)

部分休業承認請求書					
(任命権者)		提出年月日		年 月 日	
殿		所 属		氏 名	
次のとおり部分休業の承認を請求します。					
1 請求に係る子	氏 名				
	続 柄				
	生年月日	年 月 日生			
2 請求期間及び時間	期 間		時 間		
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで		
	年 月 日から 年 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで		
			午前 時 分から 午後 時 分まで		
3 部分休業中の育児時間	午前 時 分から 午後 時 分まで				
4 備 考					

(注) 1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が部分休業等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。
 3 部分休業の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。
 4 該当する口には、レ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

(新設)
 別記第一号様式から第四号様式まで (略)

(第2面) 第1号部分休業の承認の請求

請求 月日	部分休業の承認の請求をする期間				承認権者
	期 間		時 間		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		

(新設)

改正案	現行
<p>第一条から第二十九条まで（現行のとおり） （子育て部分休暇）</p> <p>第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「二時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（第四項において「基準時間」という。）」と、同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第七項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇を承認することができる職員）</p> <p>第三十一条 任命権者は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について子育て部分休暇を承認するこ</p>	<p>第一条から第二十九条まで（略） （子育て部分休暇）</p> <p>第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇を承認することができる職員）</p> <p>第三十一条 任命権者が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。</p>

とができる。

第三十二条から第三十七条まで (現行のとおり)
別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

第三十二条から第三十七条まで (略)
別表第一から別表第四まで (略)

改正案	現行
<p>第一条から第二十九条まで（現行のとおり） （子育て部分休暇）</p> <p>第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「二時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（第四項において「基準時間」という。）」と、同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第七項中「とするとあるのは」とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇を承認することができる職員）</p> <p>第三十一条 教育委員会は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について子育て部分休暇を承認するこ</p>	<p>第一条から第二十九条まで（略） （子育て部分休暇）</p> <p>第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とするとあるのは」とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇を承認することができる職員）</p> <p>第三十一条 教育委員会が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。</p>

とができる。

第三十二条から第三十七条まで
(現行のとおり)
別表第一から別表第四まで
(現行のとおり)

第三十二条から第三十七条まで
(略)
別表第一から別表第四まで
(略)

改正案	現行
<p>第一条から第二十九条まで（現行のとおり） （子育て部分休暇）</p> <p>第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「二時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（第四項において「基準時間」という。）」と、同項第二号中「七十七時間三十分（定年前任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第七項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇を承認することができる職員）</p> <p>第三十一条 教育委員会は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十一日以上である職員について子育て部分休暇を承認することができる。</p> <p>第三十二条から第三十七条まで（現行のとおり） 別表第一から別表第四まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第二十九条まで（略） （子育て部分休暇）</p> <p>第三十条 子育て部分休暇については、規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十八条で準用する規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。</p> <p>（子育て部分休暇を承認することができる職員）</p> <p>第三十一条 教育委員会が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十九条の規定を準用する。</p> <p>第三十二条から第三十七条まで（略） 別表第一から別表第四まで（略）</p>

改正案

現行

第一条から第二十八条まで (現行のとおり)

第一条から第二十八条まで (略)

(子育て部分休暇)

(子育て部分休暇)

第二十九条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「二時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(第四項において「基準時間」という。)」と、同項第二号中「七十七時間三十分(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間)」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十七条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第七項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

第二十九条 子育て部分休暇については、規則第二十七条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間(次項において「基準時間」という。)」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十七条で準用する規則第二十七条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

(子育て部分休暇を承認することができる職員)

(子育て部分休暇を承認することができる職員)

第三十条 議長は、一週間の所定の勤務日数が三日以上、一月の所定の勤務日数が十一日以上又は一年間の所定の勤務日数が百二十

第三十条 議長が子育て部分休暇を承認することができる職員については、第二十八条の規定を準用する。

一日以上である職員について子育て部分休暇を承認することができる。

第三十一条から第三十六条まで (現行のとおり)
別表第一から別表第四まで (現行のとおり)

第三十一条から第三十六条まで (略)
別表第一から別表第四まで (略)

改正案	現 行	備 考
<p>1条から27条まで（現行のとおり）</p> <p>（子育て部分休暇）</p> <p>第28条 会計年度任用職員の子育て部分休暇については、規則第27条の3の規定を準用する。この場合において、<u>同条第1項第1号中「2時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（第4項において「基準時間」という。）</u>と、<u>同項第2号中「77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間」と、同条第4項中「前条」とあるのは「第26条で準用する規則第27条の2」と、「職員に」とあるのは「会計年度任用職員に」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、<u>同条第5項及び第6項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第7項中「子育て部分休暇の承認の請求は、別記第7号様式により行うものとする。」とあるのは「子育て部分休暇の承認の請求は、総務部長の定める様式により行うものとする。この場合において、当該会計年度任用職員の任期満了後、任命権者に引き続き任用されることを決定したものが、次の任期において子育て部分休暇を取得する場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。」と、<u>同条第8項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、同条第9項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第10項中「任命権者」</u></u></u></p>	<p>第1から第27まで（略）</p> <p>（子育て部分休暇）</p> <p>第28条 会計年度任用職員の子育て部分休暇については、規則第27条の3の規定を準用する。この場合において、<u>同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する会計年度任用職員について定められた勤務時間」と、「2時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）</u>と、<u>同条第2項中「前条」とあるのは「第26条で準用する規則第27条の2」と、「職員に」とあるのは「会計年度任用職員に」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、<u>同条第3項中「子育て部分休暇の承認の請求は、別記第7号様式により行うものとする。」とあるのは「子育て部分休暇の承認の請求は、総務部長の定める様式により行うものとする。この場合において、当該会計年度任用職員の任期満了後、任命権者に引き続き任用されることを決定したものが、次の任期において子育て部分休暇を取得する場合には、次の任期の初日前においても承認の請求を行うことができる。」と、<u>同条第4項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、<u>同条第6項中「任命権者」とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第7項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「任命権者」とあ</u></u></u></u></p>	

<p>とあるのは「所属長」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、<u>同条第11項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、「任命権者」とあるのは「所属長」と、<u>同条第12項中「別記第8号様式」とあるのは「総務部長の定める様式」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用職員)</p> <p><u>第29条 所属長は、1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員について子育て部分休暇を承認することができる。</u></p>	<p>るのは「所属長」と、<u>同条第8項中「別記第8号様式」とあるのは「総務部長の定める様式」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(子育て部分休暇を承認することができる会計年度任用職員)</p> <p><u>第29条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれにも該当する場合に子育て部分休暇を承認するものとする。</u></p> <p><u>(1) 1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の勤務日数が11日以上又は1年間の所定の勤務日数が121日以上である会計年度任用職員</u></p> <p><u>(2) 1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある会計年度任用職員</u></p>	
---	---	--

附 則

- 1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年7月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第21条の3及び第2条の規定による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の会計年度任用職員勤務時間規程」という。）第28条に規定する子育て部分休暇に係る申請等は、この訓令の施行の前においても行うことができる。
- 3 この訓令の施行の日から令和8年3月31日までの間における子育て部分休暇を申請する場合における改正後の会計年度任用職員勤務時間規程第28条の規定の適用については、同条中「勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間」とあるのは「勤務日1日当たりの勤務時間に5を乗じて得た時間」とする。

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の運用について（平成27年3月30日通達甲（総.企.管）第8号）
 新旧対照表

所属 企画課 企画管理係
 担当 警部補 秋元 大輔
 警電 21173

改正案	現行	備考
第1から第3まで(現行のとおり) 別記様式第1号から別記様式第3号まで (現行のとおり)	第1から第3まで(略) 別記様式第1号から別記様式第3号まで (略)	

(表)

介 護 時 間 承 認 申 請 書 (会計年度任用職員)

提出年月日 年 月 日

(所属長)

殿 係 職 氏名

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1 要介護者に関する事項	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日		年 月 日	生	
2 要介護者の状況及び具体的な介護の内容					
3 申請期間及び時間	期 間		時 間		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
	年 月 日まで		午後 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
	年 月 日まで		午後 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
4 介護時間中の育児時間又は第1号子育て部分休暇若しくは第1号部分休業			午前 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
5 備考					

注1 育児時間又は第1号子育て部分休暇若しくは第1号部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は第1号子育て部分休暇若しくは第1号部分休業を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。
2 該当する□にレ印を付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

裏面 (現行のとおり)

(表)

介 護 時 間 承 認 申 請 書 (会計年度任用職員)

提出年月日 年 月 日

(所属長)

殿 係 職 氏名

次のとおり介護時間の承認を申請します。

1 要介護者に関する事項	氏 名				
	続 柄 等				
	生 年 月 日		年 月 日	生	
2 要介護者の状況及び具体的な介護の内容					
3 申請期間及び時間	期 間		時 間		
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
	年 月 日まで		午後 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他 ()	午前 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
	年 月 日まで		午後 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
4 介護時間中の育児時間又は子育て部分休暇若しくは部分休業			午前 時 分から 午後 時 分まで	時 分	分 まで
5 備考					

注1 育児時間又は子育て部分休暇若しくは部分休業を承認されている職員に対する介護時間の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は子育て部分休暇若しくは部分休業を減じた時間を超えない範囲内で承認すること。
2 該当する□にレ印を付すること。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

裏面 (略)

(第1面) 子育て部分休暇の請求に係る申出

子育て部分休暇承認請求書(会計年度任用職員)

(所属長)	申出対象期間	年度
殿	係	
	氏名	

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏名				
	続柄				
	生年月日	年 月 日生			
2 申出	申出月日	申出の内容 (①又は②)	※申出の内容(変更後の内容も共通) ①1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内 ②1年につき勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内		
	月 日				
3 変更 (第1回目)	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情の有無	所属長
	月 日				
	変更月日	申出の内容 (①又は②)	変更が必要な事情	特別な事情の有無	所属長
	月 日				
4 備考					

- 注1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。
 3 第1号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第2面を、第2号子育て部分休暇の承認の請求の場合は第4面を用いること。
 4 第1号子育て部分休暇の承認について、職員の請求に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を第3面に記入すること。
 5 該当する□には、レ印を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第5号

(表)

子育て部分休暇承認請求書(会計年度任用職員)					
提出年月日 年 月 日					
(所属長)	殿	請求者	係	氏名	
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。					
1 請求に係る子	氏名				
	続柄				
	生年月日	年 月 日生			
2 請求期間 及び時間	期 間			時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日)	午前	時 分から
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他		午後	時 分から
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日)	午前	時 分から
年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他	午後		時 分から	
3 子育て部分休暇中の 介護時間				午前	時 分から
				午後	時 分から
4 備考					

- 注1 請求に当たっては、母子健康手帳、住民票等を提示すること。
 2 請求に係る子について、職員以外の当該子の親が子育て部分休暇等の制度の適用を受けている場合は、「4 備考」欄に記入すること。
 3 子育て部分休暇の承認について、職員の申請に基づき変更又は取消しを行った場合は、その旨を裏面に記入すること。
 4 該当する□には、レ印を記入すること。
 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(第2面) 第1号子育て部分休暇の承認の請求

請求 月日	子育て部分休暇の承認の請求をする期間				所属長
	期 間		時 間		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		
月 日から 月 日まで	<input type="checkbox"/> 毎 日 <input type="checkbox"/> その他 ()	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする

(裏)

請 求 月 日	変更又は取消しを行った日・時間				時間数	所 属 長
	区 分	月 日	午 前	午 後		
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
変更 取消し			時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

別添え

東京消防庁訓令第 号

庁 中 一 般
消 防 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成27年3月23日東京消防庁訓令第16号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月 日

東京消防庁
消防総監 吉田 義実

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第29条 子育て部分休暇については、規則第27条の3の規定を準用する。この場合において、<u>同条第1項第1号中「2時間」とあるのは「申請する職員について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（2時間を超える場合は、2時間を限度とする。）（第四項において「基準時間」という。）」</u>と、<u>同項第2号中「77時間30分（定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間）」</u>とあるのは「<u>勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u>」と、<u>同条第4項中「前条」とあるのは「第28条で準用する規則第27条の2」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、同条第7項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」</u>と、<u>同条第1項、第5項、第8項、第9項及び第11項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(子育て部分休暇を承認することができる職員)</p> <p>第30条 所属長は、<u>1週間の所定の勤務日数が3日以上、1月の所定の</u></p>	<p>(子育て部分休暇)</p> <p>第29条 子育て部分休暇については、規則第27条の3の規定を準用する。この場合において、<u>同条第1項中「正規の勤務時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間（2時間を超える場合は、2時間を限度とする。）（次項において「基準時間」という。）」</u>と、<u>同条第2項中「前条」とあるのは「第27条で準用する規則第27条の2」と、「2時間」とあるのは「基準時間」と、同条第3項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、任用された職の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した職員が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」</u>と、<u>同条第4項、第5項及び第7項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(子育て部分休暇を承認することができる職員)</p> <p>第30条 所属長は、<u>子育て部分休暇を承認することができる職員につ</u></p>

<u>勤務日数が 11 日以上又は 1 年間の所定の勤務日数が 121 日以上である職員について、子育て部分休暇を承認することができる。</u>	<u>いては、第 28 条の規定を準用する。</u>
備考 表中の下線は注記である。	

附 則

- 1 この訓令は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第 2 9 条に規定する子育て部分休暇に係る請求等は、この訓令の施行の日前においても行うことができる。

改正案

現行

<p>第一条から第十九条まで（現行のとおり） （子育て部分休暇）</p>	<p>第一条から第十九条まで（略） （子育て部分休暇）</p>
<p>第二十条 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する時間講師（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる時間講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。</p>	<p>第二十条 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいずれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する時間講師（育児休業法第十九条第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる時間講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。</p>
<p>2 時間講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「二時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（第四項において「基準時間」という。）」と、同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第十九条第二項で準用する勤務時間規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第七項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、当該時間講師の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した時間講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 時間講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八条の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する時間講師について定められた勤務時間」と、「二時間」とあるのは「当該定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（次項において「基準時間」という。）」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第十九条第二項で準用する勤務時間規則第二十八条の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、当該時間講師の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した時間講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。</p>

3 教育委員会は、一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師について子育て部分休暇を承認するものとする。

(削る)

(削る)

4及び5 (現行のとおり)

第二十条の二から第四十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

3 教育委員会は、時間講師が次の各号のいずれにも該当する場合は子育て部分休暇を承認するものとする。

一 一週間の所定の勤務日数が三日以上である時間講師

二 一日につき定められた勤務時間が六時間十五分以上である勤務日がある時間講師

4及び5 (略)

第二十条の二から第四十三条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

改正案

現行

第一条から第二十二條の二まで（現行のとおり）

第一条から第二十二條の二まで（略）

（子育て部分休暇）

（子育て部分休暇）

第二十二條の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいづれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する日勤講師（育児休業法第十九條第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる日勤講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

第二十二條の三 教育委員会は、九歳に達する日又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部の第三学年を修了した日のいづれか遅い日以後の最初の三月三十一日までの間にある子を養育する日勤講師（育児休業法第十九條第一項の規定による部分休業の承認を受けることができる日勤講師を除く。）が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、一日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「子育て部分休暇」という。）を承認するものとする。

2 日勤講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八條の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項第一号中「二時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間（第四項において「基準時間」という。）」と、同項第二号中「七十七時間三十分（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間）」とあるのは「勤務日一日当たりの勤務時間数に十を乗じて得た時間」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十二條の二第二項で準用する勤務時間規則第二十八條の二」と、「二時間」とあるのは「基準時間」と、同条第七項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、当該日勤講師の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した日勤講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

2 日勤講師の子育て部分休暇については、勤務時間規則第二十八條の三の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「正規の勤務時間」とあるのは「申請する日勤講師について定められた勤務時間」と、同条第二項中「前条」とあるのは「第二十二條の二第二項で準用する勤務時間規則第二十八條の二」と、同条第三項中「とする。」とあるのは「とする。この場合において、当該日勤講師の任期満了後、任命権者を同じくする職に引き続き任用されることが決定した日勤講師が、次の任期において子育て部分休暇を利用する場合には、次の任期の初日前においても請求を行うことができる。」と読み替えるものとする。

（削る）

3 教育委員会は、日勤講師が一日につき定められた勤務時間が六時

第二十三条から第四十五条まで (現行のとおり)

(派遣)

第四十六条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

- 一 第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第五項、第六項及び第八項、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条の二第一項及び第三項、第二十四条の三第一項並びに第二十八条第三項

二 第十九条において準用する勤務時間条例第七条各項、第十九条の二において準用する勤務時間規則第七条第一項及び第三項から第五項まで、第十九条の三において準用する勤務時間条例第十条の二第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七条の二第三項、第四項、第七項及び第九項、第十九条の四において準用する勤務時間条例第十一条の二の二第一項並びに勤務時間規則第七条の二の二第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項、第十九条の五において準用する勤務時間条例第十一条の三第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七条の三第三項、第四項及び第七項から第九項まで、第二十一条において準用する勤務時間規則第七條第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項並びに第二十五條第二項第二号、第二十二條第二項において準用する勤務時間規則第二十八條第四項、第五項及び第七項、第二十二條の二第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の二第四項、第五項及び第七項、第二十二條の三第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の三第一項、第五項、第八項、第十項及び第十一項、第二十五條において準用する勤務時間規則第三十條第二項、第二十五條の二において

間十五分以上である勤務日がある場合に子育て部分休暇を承認するものとする。

第二十三条から第四十五条まで (略)

(派遣)

第四十六条 (略)

2 (略)

3 (略)

- 一 第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第五項、第六項及び第八項、第二十二条第一項及び第三項、第二十三条の二第一項及び第三項、第二十四条の三第一項及び第三項並びに第二十八条第三項

二 第十九条において準用する勤務時間条例第七条各項、第十九条の二において準用する勤務時間規則第七条第一項及び第三項から第五項まで、第十九条の三において準用する勤務時間条例第十条の二第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七条の二第三項、第四項、第七項及び第九項、第十九条の四において準用する勤務時間条例第十一条の二の二第一項並びに勤務時間規則第七条の二の二第二項、第三項、第六項、第七項及び第九項、第十九条の五において準用する勤務時間条例第十一条の三第一項及び第二項並びに勤務時間規則第七条の三第三項、第四項及び第七項から第九項まで、第二十一条において準用する勤務時間規則第七條第二項及び第三項、第十八条第二項、第二十二條第二項及び第六項、第二十四條第二項並びに第二十五條第二項第二号、第二十二條第二項において準用する勤務時間規則第二十八條第四項、第五項及び第七項、第二十二條の二第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の二第四項、第五項及び第七項、第二十二條の三第二項において準用する勤務時間規則第二十八條の三第一項、第六項及び第七項、第二十五條において準用する勤務時間規則第三十條第二項、第二十五條の二において準用する勤務時間規則

準用する勤務時間条例第十八条の四第一項及び第二項並びに第二十五条の三において準用する勤務時間条例第十八条の五
4及び5 (現行のとおり)
第四十七条 (現行のとおり)
別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

例第十八条の四第一項及び第二項並びに第二十五条の三において準用する勤務時間条例第十八条の五
4及び5 (略)
第四十七条 (略)
別表第一から別表第三まで (略)